

Title	氏神鎮守と社会構造の関連に関する一考察(一)
Sub Title	A study on Ujigami-Chinju (guardian god of community) and social structure (1)
Author	米地, 実(Yoneji, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.5 (1971. 5) ,p.57- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710515-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

氏神鎮守と社会構造の関連に関する一考察(二)

米 地 実

- 一、はじめに
- 二、生活組織と氏神鎮守(以上本号)
- 三、集団と守護神——氏神鎮守と家の互助集団——
- 四、村落生活組織の基本類型と氏神鎮守
- 五、氏神鎮守の階統的性格
- 六、祭祀組織と全体社会
- 七、結びに代えて——祭祀組織と国家統制——

一、はじめに

村落の氏神鎮守⁽¹⁾の祭祀組織は、村落内部の諸社祠の祭祀組織を自己の祭祀組織の内に位置付けており、それら諸社祠の祭祀組織を統括するという構造的立場を持つのが一般的である。また、村落の氏神鎮守は村落内部にその祭祀組織をもつとともに、他方、その祭祀組織は祭祀以外の政治組織や経済組織とも関連を持っている。そして、それらの各組織はそれぞ

れ一応別々のものであつても、村落はそれ自体、一つの全体としてのまとまりをもつたものとして存在してきた。すなわち、村落内部の諸組織はそれぞれ別々のものとして存在するものではない、しかし分析の手續上は別々のものとして考えるのが一般的である。

さらに、村落はその内部組織との関係のみにおいてあるものでもないことは云うまでもない、換言すれば、村落は孤立して存在するものではない。村落は他の村落や上級の政治経済組織と結合することによつて存在することが前提となるが、ここでは分析の順序あるいは、手続、方法として、村落の政治経済構造と氏神鎮守の祭祀構造との関連の一応の究明を試み、ついで氏神鎮守を村落統合の表象的存在として位置づけ、それを媒介として村落と、それを規定する全体社会との構造的関連性を追求することを目指している。

もちろん、ここで主として検討の対象としてとりあげるのは近代の神社や村落である。⁽²⁾したがつて、当面、近代国家の統一形成過程における村落所在神社を基底とした神社制度の意味の検討からはじめる必要がある。明治維新政府は当時、一般人民に承認されやすく、納得されることが出来る伝統的諸関係を基礎にして新たな国家の諸制度の確立を計らなくてはならなかつた。神社制度はその例外ではなかつたばかりではなく、国家の統合に課せられた役割は大きく、その意味からも神社は明治初期においては特に重要な施策の対象であつた。換言すれば、新たな国家の位置づけにとつて、その基底となる社会の承認を得やすい存在としての神社は重要な政策対象となつたものといえよう。

維新の際、統一国家の統合理念としてのイデオロギーを形成、確立することを急いだ政府は、村や町の基底的住民組織や各領国において、一般的に承認を得ていた氏神鎮守(神社)と人民との関係を再編成し、新国家の統合理念としてのイデオロギー的基軸としようとしたとともに、それによつて全体社会としての新国家の精神的紐帯を創成することを計つた。その具体的表現形態としては伊勢神宮を頂点とする神社制度を創出することであつた。さらには神社制度を地方制度に合致せし

める形で創りあげた、換言すれば天皇制と地方制度、神社制度とが融合し得る形態をもつて、近代国家の態様を整えることを計つたのであつた。

従つて、ここでは近代国家を国家存立の基底となる村や町の住民組織と新たに性格づけられた村や町の神社を基底とする神社制度をそれぞれ伊勢神宮、天皇、国家を頂点とした階統構造をなすものとして把え、それらの複合構成体としての全体社会として近代日本社会を把えることになる。

すなわち、このことを別の視点からみるならば、近代的統一国家の成立過程において、新たな統一国家を支えた基層の民衆のもつ思考の枠組と日本の全体社会を支えるそれとが強い連続性を持つていた、あるいは共通の基盤に立つていたということの解明もここでの目的となつている。これは近代日本における天皇制の成立基盤についての問題であると考えられることができる。

国家と村落との構造関連の問題を考えると、神社をもつてそれらを媒介する項的枠組として設定する、すなわち村落の神社祭祀と全体社会のそれを共通の基盤に立つ連続性をもつた階統構造として考えるわけである。なぜこのような神社制度を媒介とする項的枠組を設定するという手続をとるのか、その理由は氏神鎮守（神社）を基底とする全体社会の階統構造を把える基礎として、氏神鎮守の祭祀に村落の統一的生活意識の結集をみとめることができるからである。

社会集団の相互関連性を何に準拠して求めるかはその社会の文化様式とその歴史的発展の段階によつて異なるものであると考えられる。日本の場合、古代において統一国家が成立した後に限つて考えても、歴史の各段階を通じて、特に上下関係に位置づけられる各社会集団は、相互の関連や結合をおのが祭祀する信仰対象の関連において象徴的に示してきたと考えることができるであろう。もちろんそれぞれそれぞれの部分社会において社会的統合の表象として信仰対象を求め得ない状況が生ずれば別種のものを統合、結合の表象として求めるのはとうぜんであつた。一般に近代以降においてはこのような状

況が生じたと考えられる。

エミル・デュルケムの説は特に日本の場合について説べられたものではないが、きわめて示唆的である。すなわち、

社会が自己自体及び自己を取りまく世界を表象するところの様式を理解するためには、諸個人の性質でなく社会の性質を考察することが必要である。ところが、社会がそれを手懸りとして思惟するところの諸象徴 (Symbols) は、社会の変ずるに従つて変ずる。(中略)もし社会が、地方的もしくは家族的諸神の上位に他の諸神を仮定して自らそれに依存すると考へるならば、それは社会を合成する地方的及び家族的諸集団が自ら集中化し帰一化する傾向をとつてゐるためであつて、一の宗教的靈廟の示す統一度は、同一時期に社会が到達する統一度に一致するのである。⁽³⁾

わが国において、村落の統合性を表象する存在を考へるばあい、氏神鎮守をそれに位置付けて検討を試みることは妥当なことのように思われる。この事実の意味を踏まえたうで、村落に占める氏神鎮守とその祭祀組織の社会的性格と、伊勢神宮を頂点とする神社の階統構造にみられる社会的性格に共通するものを見出し、そこに日本社会の構造的性質が具体的に表現されているという事実の指摘を試みたい。すなわち、氏神鎮守の社会的性格は現実⁽⁴⁾にそれを祭祀する集団自体の表現にほかならなく、村や町はその地域社会としての統合を基礎として、上級政治集団と結合するのは普通であつた。そのばあい、地域社会の統合性の表象である氏神鎮守は下級と上級の集団の結合の表象となりうるものであつた、そのばあいにこそいわゆる氏神鎮守は村や町の鎮守、守護神としての性格をもつとも強く表現するのであつた。

近代のはじめにおいて、明治政府は、それ以前の藩や町村にくらべて政治的独立性を弱めた府藩県、戸籍区、町村に新たな神社制度に組込まれるべき神社を、それぞれに見合う社格を付与するすなわち列格という手続をふんだうで、定めた。⁽⁴⁾このときにはそれぞれの行政区画の内実は整つてはいなかったが、はじめに表象ありとして実態内実をその表象を中心として構築するといふ方策を立てたものと思われる。いわゆる「神社中心主義」といふ考へがあつたためであらう。⁽⁵⁾その政府

の意図は実現したばあいもあつたが、また新たに定められた行政単位には神社以外のもの、たとえば学校、役場など、がその統合の表象的存在になつたばあいもあつた。⁽⁶⁾

村落の社会的統合の表象として氏神鎮守の占めた期間は長かつた、また現在においてもなおその意味は強く残っている。その氏神鎮守の祭祀組織は、家を基礎的単位として、あるばあいには家の互助集団を単位として成立していた。村落を構成する単位が家あるいは家の互助集団であつたのであるから、それはきわめてとうぜんのことであつた。

家や家の互助集団は村落内部において氏神鎮守を唯一の守護神として持つだけではなかつたが氏神鎮守は村落の統合を表象するものであつたし、家や家の互助集団がそれぞれにおいても諸守護神は氏神鎮守とある一定の関係のもとに結合しているのが普通のことであつた。したがつてこのばあい、村落の氏神鎮守と村落内部の諸社祠との関係を媒介として、それぞれを祭祀する家々の関係を把えることは可能であつた。

さらにそこに示されるそれぞれの関係の性格は伊勢神宮を頂点とする全体社会の神社制度にも認められるのであつた。特にここでは、明治以降に焦点を合わせて検討するわけであるが、明治以降とたとえ限つてみても、村落も氏神鎮守もそれ以前のそれらを継受していたから両者には連続性はあつた。すなわち前代の伝統をうけてそれらは存在していたのであつたら、前代のそれを無視するわけではない。

氏神鎮守の祭祀組織は村の生活組織の一部分であるが、一般に生活組織は村の内部だけで完結しているわけではないのであるから、とうぜん氏神鎮守の祭祀組織も村落内部において完結しているとは考えられない、このことから氏神鎮守の村落外部とのつながりの検討を必要とするのである。

従つて、ここでは村落や町の基礎的社會単位としての、あるいは社會の基底に存在する家と國家を一つの連続した構成体として意識し、結びつけているその社會意識を社會構造との関連において把えることを目論むことにもなる。事例研究成果

の蓄積の少ない分野で一般的概括を試みることに意味に疑問は残るが、事例研究のための作業仮説をつくることの意味はあろう。

近代国家の生成過程において、一般民衆がどのようにして国家への帰属意識を昂めたかを理解するために、彼らは自己の生活組織と国家とをどのような意識をもつて結びつけていたのかを知ることが必要である。その基礎条件の一つとして明治の近代的統一国家の権威を受け入れる社会構造が基底に存在していたというように考えたい。それが具体的にどのようなもので示され得るのかの究明が必要であるが、それは村や町の国家組織の基底となる社会に存した諸々の社会関係を貫ぬく性格に新国家の構成原理と同質の性格があつたことを当然に予想させるものであろう。

われわれにとつて、どのような現象であつても、それが社会現象である限り、われわれの生活から分離して考えることはできないのはとうぜんである。⁽⁷⁾そして、その生活を総括して示すものは生活に現われた生活意識にほかならないのである。すなわち、その生活における諸側面はその生活意識において統合されて存在するのである。⁽⁸⁾すなわち、生活意識なしにこれら生活の諸条件を総合された意味での生活として実現することはできないのであるから、生活意識が生活の展開の次の局面を決定するものであると云えるわけである。⁽⁹⁾

したがつて、生活意識が何らかの意味で集中的に表現されている事象を見出すことが人間行動を総体的に把握するばあいには有効である。そのためには現実には現実にはそのような事象が存在するかどうかがまず検討されなくてはならないであろう。⁽¹⁰⁾わが国のばあいにおいて、その事象を簡単に指摘できるとは考えられないが、長期間にわたつて、一般の人々が強く支持し、維持してきた氏神鎮守をそれにあてて考えることは必ずしも不当ではないと考える。もちろんそれがいつどのようなばあいにも、そうであつたとは考えることはできないが、特定の条件付きであれば氏神鎮守はそのように位置づけてみることはできないよう。

村落を一つの統合された組織として考えると、その統合性を村意識、村観念に求めて把握することはできないかと思われるが、一般に村落としての統一性、完結性をもつものは通常二つ考えることができる。一つは自治単位(行政単位)としての村落と、他はすでにふれた観念としての村落である。そして氏神鎮守は両者を統合する接点として位置づけられてきた存在であることは明治以降に限ってみれば明らかであった。そこにおいて一応氏神鎮守の祭祀が村や町の人々の生活意識を村落との関連で集中的に表現するものであるとすると、われわれは氏神鎮守の祭祀を媒介として村落の統合性、総体性の把握に接近することができよう。さらにそこで氏神鎮守の祭祀構造の変遷を村落構造との関連において把握することによつて村落内部の諸関係の統合や村落が村落より一層上級の組織に結合する態様をえがきだすことができるであろう。

もちろん、このことはわが国の歴史の一定の限られた段階にのみ相当しうるだけであらう。またそこには神仏習合の長い歴史が存在するので、氏神鎮守祭祀に明確に村落の統合性が示されるとは云い切ることとはできないが、村落と氏神鎮守祭祀の構造の相即と乖離がどのような条件のもとに現実化されているかを検討する必要があるであろう。

ここでの主題は村落の統合性と国家の統合性が連続的に存在したという事実を把握するための一つの試みであり、具体的には祭祀組織を通じてその統合性の問題を検討することにある。

(1) 村落に所在する神社のうち、村落組織それ自体がその祭祀組織をなし、その祭神がそれらの人々に対して特定の機能神としてではなく、村落の総体的守護神として祭られる神社を氏神、鎮守、産土神などと称呼することは一般的であるが、それぞれには微妙な意味の相違もあるばあいもあり、一般的称呼として一つを採るといふことは誤解をまねくこともあり、ここではそれらを指す用語として氏神鎮守という称呼法をとりたいと思う。なお、その理由については後に触れる。しかし、氏神鎮守は「神社」と等置できるものであるかどうかは明治以降のばあいに限つてみればそのように思えるが、なおこの事柄については慎重な吟味が必要とされよう。

(2) 一般に神社を媒介として、政治、社会構造の関連性を追求するばあいには、まず古代社会が考察の対象となる。ここでは近代社会のそれを問題とするわけであるが、ここでも古代のそれは王政復古のスローガンにもみられるように、一つの理想となつたわけであり、意識面におけるだけではない連続性もあり古代のそれを無視するわけではない。以下その意味についても触れてゆく。

- (3) エミル・デュルケム、田辺寿利訳、『社会学的方法の規準』第二版序文、一四一五頁、有隣堂出版。
- (4) 拙稿、「明治初期における村落所在神社と国家統制」、(日本女子大学紀要文学部一九)昭和四五年三月)参照。
- (5) 森岡清美、「明治末期における集落神社の整理(2)」(東京教育大学文学部、社会科学論集一六号、昭和四四年三月)。特に四、神社中心説を参照。
- (6) 拙稿「旧村合併と連合祭事」(『社会と伝承』第十二巻・第三号、昭和四五年七月)
- (7) 「祭と祭祀組織―三河と花祭に関して―」、『有賀喜左衛門著作集・V』一六九頁。
- (8) 「名子の賦役―小作料の原義―」、『有賀喜左衛門著作集・VIII』二一〇頁。
- (9) 『有賀喜左衛門著作集・VIII』二二一頁。参照。なお「檀子の話」(同書・三四七頁)に依ると以下の通り。この生活意識という概念も慎重に吟味して用いなければならないが、一応ここでは、生活意識というのは生活に存する心持とか考え方とか観念とかいうほどの意味であるが、生活意識はその社会が持つ組織や各種の生活条件から滲みでてくるものであつて、その社会生活を理解するためにはどうしても考えられなければならないのである。
- (10) もし存在してもそれは諸々の条件によつて異なつた表現をしていることは容易に推測できるし、むしろどうせんかである。

二、生活組織と氏神鎮守

村落の生活を考えるとき、村落にある神社、寺院、神祠、仏堂、仏祠、神仏碑などの存在を無視することはできない。それはそれらがただ村落にあるから無視できないというわけではない。それは村落を構成する人々によつて祀られ、維持、經營されており、彼らの関心が、何らかの意味で、それに向けられており、彼らの生活の一部をなしているからである。村落の生活を研究対象とするとき、それらの祭祀組織はとうぜん考察の対象となるべきであり、また対象としないで村落の研究をすすめることはできないと思われる。

家、或いは家を単位とする互助集団を基礎単位として構成される村落において、村落にある諸社祠が村落の生活においてもつ意味や、その位置づけ、さらにそれらがどのような役割や機能を与えられているかをここでは問題とするわけである。とくに近代において、村落社会が全体社会との関連をいつそう緊密に深めながら、村落の生活組織が急速に変容してゆく過程において、村落の統合性の問題の解明を村落の一つの具体的表象としての氏神鎮守を通じて行うのである。すなわち、そ

れのもつ諸側面の変化や推移に焦点をあわせて検討するのである。

村落の神社、寺などの祭祀集団や檀家集団は村落の生活組織の一側面であり、とくに氏神鎮守のそれは村落の統合の表象的存在であるとともに、村落が上級の政治集団に結びつくばあいの表象的紐帯としての役割を果たしてきた。村落はつねに内部が統一されているわけではない、しかし自村落と他との関係に緊張が生じたようなときには、その内部の家々は緊密に結合する必要があつた。またその他に、自村落以外の集団と結合する必要にせまられたときなどには、氏神鎮守がそれらのもとの表象になつたといふことはじゆうぶん留意されなければならないのである。⁽¹⁾

これらの事實は、日本の社会に広範囲に存在した。したがつて、後に改めて触れるが、氏神鎮守は上級の政治集団の強い規制をうけていたといふことは容易に考えることができる。

普通、村落の祭祀組織というばあい、氏神鎮守の祭祀を契機とする家や家の互助集団を単位とする組織であると考えられていることはすでにのべた。もろもろの契機によつて成り立つ組織はそれぞれの特定の契機ごとの組織へ独立する志向をもち、それを強める。これはそれぞれの組織がその組織の目的を達成することを目指すかぎり、組織が当然に持つものであると考えられる。祭祀組織も例外ではない。村落内部の各組織はそれぞれの組織自体として、上級の組織に結びつくことによつて系列化へ進むことは農業団体、青年団体などの例をあげるまでもなく一般にみられる事實である。

組織が村落の範囲をこえる組織へ拡大してゆくことや、村落内部での特定の契機をもつて、選択的な家の互助集団が成立することは、それが村落の内部の要請であつても、外部からのものであつても、近代にいたり、その規模が拡大したり、その歩調が早められたりしたが、近代以前の村落においてもみられた事實であつた。

従つて、村落の統合性はそれが以上述べたどのようなばあいであつても、弛緩するわけである。しかし、現実には一方にその傾向を示しながら、なお、村落の統合性、あるいは一体性は強固な力をもつてそれらと並存した。そのばあい生活組織

の一体性、統合性を示す形態的側面においては弱められたとしても、それとは別に、「村」意識は存在し、それが「村の意志」というかたちをとつての統合性として、なお現在その程度の差はあれ存在するのである。すなわち、村落においては、それぞれの家のもつ諸機能ごとに成立する他の家との互助集団の自立性は強化されるという一般的傾向は、基本的には認められる。しかし、また家々の関係は複雑に、また密接に、重複的に関係し合っている。したがつて、統合的組織として、村落は把えなければならぬ。それなくしては内部の家々の関係や、また村落そのものの意味も把握できない。さらにそれぞれの家の互助集団は全体として、一つの生活組織を成すものと人々に考えられていた。すなわち、村落はそれ自体としての統合性をもつ単一の生活組織をなしているとされるのが普通であつた。

現在、村や町にはたいてい一つあるいはそれ以上の数の氏神鎮守がある。また都市にもその内部の小地域ごとに、あるいは全域一つとして氏神鎮守があるのは普通のことである。

この氏神鎮守の祭祀組織は単に呼び方の問題ではなく、村や町の氏神鎮守祭祀組織と表現しても、また単に祭祀組織と表現しても、その内容はほぼ同じものであつた。したがつて、その祭祀は村落の祭祀組織を代表するものといえるが、さらに厳密に把えれば、村落には村落の氏神鎮守の祭祀組織以外にも家の神の祭祀、同族の神の祭祀、その他講と称せられる祭祀組織があるのが普通である。それらはすべて家の互助集団、或いは家の互助集団以外の集団で祭祀されている。祭祀組織を構成しているそれらの集団は、村落における或る種の家の互助集団、何らかの神仏を対象として祭祀組織を構成しているとも言ひ換えることもできる。

これらの家の神(仏)、同族の神(仏)、講の神(仏)、氏神鎮守などの神(仏)の祭祀が各個にもしくは全体として、宗教ないしは、信仰生活以外の村落の生活の他の側面とどのような構造や機能上の関連性をもつものとして存在するのであろうか、すなわち、信仰、宗教組織は他の種類の家の互助集団と分離し難く結びつき、包括的な意味での一つの生活組織として

存在するものなのであろうか、あるいは他の組織とかかわり合うことが少なく、独立した組織としてあるために、村の他の生活の側面との関連が少ないということができるのであるのか、の二通りの考え方ができる。前者であるばあいには、これらの諸神仏の祭祀が、村落としての統一された内部において、相互にどのような構造をなしているのかが問題となる。後者の場合にはそれぞれの組織におけるその具体的な構造、機能の究明が必要とされ、そのうえに組織相互の關係が検討され、なぜそれらは関連することがないのかの究明がされねばならない。両者とも検討の方法としては同じであると考えられるが、ここでは前者の立場に立つ。氏神鎮守のもつ性格は祭祀主体の社会的性格の反映であつたといえるが、また祭祀組織は社会組織ないし政治組織と相即する關係にあつたと考えられる。

有賀は次のようにのべている。

氏神信仰の本筋は、政治ヒエラルヒーと結びついた本社末社の系譜と見るべきであると思ふ。中世や近世の複雑な政治機構の変化を経過した後、明治に至つて、再び伊勢神宮を氏神信仰のヒエラルヒーの頂点に押し上げて来た事情を見れば、これらのことは決して理解しにくいことではない。⁽⁴⁾

氏神鎮守を信仰祭祀する基本的性格は政治的ヒエラルヒーの上下の組織の相互確認のための表象的意味をもつものであると考えられるし、また伊勢神宮を神社ヒエラルヒーの頂点に押しあげたことは維新政府の神社政策の基本方針の一つでもあつたが、その構築を可能ならしめた基礎的条件は村や町の家や家の互助集団にみられる諸社会關係の性格にあつたと考えられる。⁽⁵⁾

天照大神を祭神とする伊勢神宮は天武天皇のときに皇室氏神として定められ、記紀の編纂の後に伊勢神宮は太神宮として、全国の神社の中で最も高い地位を占めることになつた。すなわち伊勢神宮は皇室の氏神として総国の総氏神の地位を占めたと云われる。⁽⁶⁾ それ以来、中世武家社会を経過した江戸時代初期においても、伊勢神宮は最も高い地位を占める神の社と

して承認されていた、しかし、各時代のそれは古代のばあいとまったく同じではなかつたことは当然である。

江戸初期において、林羅山は「神社考序」(元和四年、一六一八年)で次のようにのべている。⁽⁷⁾

伊勢太神宮八幡宮謂^レ之宗廟 賀茂松尾平野春日吉田大和龍田等謂^レ之社稷 又祖神之祠謂^レ之苗裔 夫本朝者神国也

羅山は伊勢太神宮と並べて八幡宮を宗廟とする。これは中世武家社会を通じて八幡神は源氏の氏神として、武家の頭領の氏神であつたという事実がこのような考え方を生み出したり、支持したりしたものと思われる。しかし伊勢太神宮と並べて八幡宮をいわゆる宗廟とする考え方が、当時一般に承認されていたかどうかは断定できないが、とにかく羅山がそのように説くことの意味は興味深いと思われる。徳川家は源家の嫡流をもつて任じていたところから八幡宮を最高位の社として位置付けることは当然と思われる。

右に示した羅山の考え方は徳川期のごく初めにおいてのものであつたが、のちに東照宮が徳川家の宗廟として新らたに創設されたとき、東照宮の神社としての位置づけが徳川家あるいは全体社会の中にどのように定められたかの吟味が必要となる。

徳川将軍家においてはその現実の先祖とされた初代将軍家康を主祭神とした東照宮をその政治力のうえからも、最高位の神社として位置づけることを望んだことはとうぜんであろう。

日光の東照宮は徳川期において、神社として高い位置を与えられたことは、正保三年(一六四六)三月十日には伊勢太神宮と同じように、奉幣使を派遣され、以後例幣使として幕末まで一年も欠けることなく続けられた、明治六年六月九日には別格官幣社に列せられている。このことは現実の政治的責任者の宗廟が国家の宗廟ともなり得るということを示すものであらう。

なお、日光の東照宮の祭神は主祭神源家康朝臣、配神は豊臣秀吉朝臣、源頼朝卿である。さらにつけ加えると、静岡県久

能山鎮座の東照宮の祭神は主祭神源家康公、配神は豊臣秀吉公、平信長公である。⁽¹⁾

これらの示すものは、わが国の政権交替ないし政治的責任者の交替のばあいの承継意識の内容をうかがわせるものと思われる。また、徳川將軍家の創立の政治的社会的位置づけ、すなわち前政権との関係を理解するうえにおいて興味ある事実と思われる。

以上述べたように、伊勢神宮は明治期に至り他に並ぶものがない最高の地位の神社であることが改めて再確認されたものであり、最高の地位の神社としては古代以来一貫して承認されていたと考えてよい。明治初期にあらたに最高の地位に登つたという意味ではない。

歴史的にみれば、村落の氏神鎮守が村落の統合表象として、村落統合の中心的存在としての意味をもつてきた、その氏神鎮守の果たした役割機能をわれわれは認めなくてはならない。⁽²⁾

また、全体社会の展開に規定された村落の変化は氏神鎮守の性格とその祭祀組織を絶えず変遷せしめてきたことも事実であつた。

改めて説くまでもないが、現在の村落の祭祀組織を最も強く規定している諸条件は現在の村落のもつそれである。他面、現在の諸条件によつて強く規定されながらも、村落の祭祀組織はそれ自体の伝統的方式を踏襲する面をもつ、従つて祭祀組織を規定する諸条件の変化によつて変化するが、そのばあいそれらはいくまで伝統的方式の変化として実現するわけである。

村落の祭祀組織を簡単に図式的に示すことは困難なことである。その理由は祭祀組織を規定する村落組織それ自体が各村落ごとに整一的なものではなく多種多様の構造をもつ、また祭祀それ自体やその組織を構成する諸要素の複雑なことであり、さらには祭祀、信仰などの内容のもつ範囲を一般に首肯されることができ形で提示することが困難であると思われる。

からである。

普通、村落における祭祀組織というとき、まず問題にされるのが氏神鎮守のそれを指すことは先にもふれた。あるばあいには村落における祭祀組織というときには氏神鎮守の祭祀組織に限定して用いられる。これは現在一般的な用法とも思われることも先にふれた。それはそれとして便宜的であり、有効である。しかし村落研究において、祭祀組織をいわゆる一村、あるいは一部落一社の氏神鎮守のそれに限定することは許されないのはとうぜんであると思われる。

村落に在り、信仰を直接の契機とする組織としては、まず、村の氏神鎮守の祭祀組織をあげるとしても、決してそれだけにとどめてよいわけではない。祭祀や信仰の対象が村落内部にあるか、外部にあるかは別として、村落において、村落で生活する人々や家々が参加する、信仰を直接にあるいは間接的に契機として結すぶ集団は数多くある。そしてそれらは相互に、また氏神鎮守の祭祀組織とも複雑密接にからまりあつている。それらはただ雑然とからまりあつているわけではなく、それは一つのまとまりある組織としての秩序をもち、それらもろろの組織を統括するものとして、氏神鎮守の存在が村人に認められ、また位置づけられているのが一般的である。

村落においては、氏神鎮守の祭祀組織と並んで、寺や堂の壇家組織も、氏神鎮守のそれとはまったく同じではないが、村落組織それ自身が壇家組織をなすばあいもある。そして氏神鎮守と寺や堂とはあるばあいには対抗し、あるばあいには相互に補充しあいながら共存している。

わが国における長期間にわたる神仏習合の経過からしても、村落において、神社と寺とがその生活組織に占る役割や機能を明確に分離して取扱うことが困難なことはとうぜんである。明治初期の神仏分離の過程をへた現在においてさえも、神仏は分離したものとしてみられぬ諸事例を見出すことができる。神も仏もそれを信仰対象とする人々の側よりすれば、わが国においては本地垂迹にみられるように、有機的連関をもつた祭祀対象とされていたことは改めて説くまでもないことだ

からである。

むしろ、われわれの研究にとつては、祭祀、信仰対象が神道系であるか仏教系であるかによつてではなく、村落における、何らかの祭祀信仰対象をもつ社会組織に焦点を合わすことによつて、村落において全体としての信仰、祭祀の組織されていた意味を明らかにする必要がある。

村々の社祠祭神が明確に定められるということは何を意味するのであろうか、某々神を祀つた社祠というように考えなくてはならないのはなぜなのであろうか、祭神がそれを祀る人々に明確に意識されるようになったのはどういう経緯からなのであるか、ここで改めて問題にすることもないほど社祠と祭神とは結びつけられている。この問題にはここでは深く立ちいることはできないが。

長野県の諏訪ではイエージン（祝神）と呼ばれる小神祠が、マキ（同族）の神祠とされて、普通どの村にもあるようである。伊那ではウエーデンと発音するようだが、その祝神は祭神がそれぞれに定められているのが現状である。したがつて祭神ではないことはあきらかである。⁽¹³⁾しかし、他の社祠などの称呼法とは異なつて、祝神の祭神が稲荷であつても普通祝神は「イエージンサマ」と呼ばれ、お稲荷さまと呼ばれることはない。これは氏神鎮守が「氏神さま」、「鎮守さま」と呼ばれることと同じ脈絡のものと思われる。「某々神社」と氏神鎮守が呼ばれるばあいとは少し意味が異なつてゐる。祝神は他の祝神と区別するばあいには「某々マキ」の祝神といわれる。ただし、役所への届出などにははつきりと、「稲荷社」、「神明社」というようにとどけてあり、「祝神社」と届出ている例もあるが、それは少ないようである。

このような小さな神祠にまで、祭神を確定することが必要になるということはどのような事情によるものなのであろうか、村人としては別にそれを明確にしなくてはならない必要もない。マキの「イエージン」で充分であるはずであつた。村や家の祭祀様式が現在のようになる過程で、祭祀対象も変化しているということは考えられる。

明治以降に限つていえば、一般的には、国家権力を背景とした、神社の調査が実施されたときに現在のように確定した。もちろんそれ以前にもそれぞれの祝神には祭神は定められていた。従つて、ある意味では明治になつて、祭神変更がなされたと考えることもできる。たとえば虚空蔵大尊神を祭神としていた祝神が明治以降豊受神を祭神とし、稲荷社と届けられている、このばあいは明らかに祭神が変更されている。祝神の祭神はほんらい何神であつたか、ということは極めて大きな問題であるのでここではこれ以上は触れることはできない。

ここでいう村の氏神鎮守の祭祀組織は村落組織そのものであるのが普通であつた、それに対して、その他の諸社祠は、村落を何らかの基準によつて分割した集団によつて、或いは別の観方をすれば村落を構成する単位となつていた家の互助集団によつて祭祀される、またある家が単独で祭祀するのが普通であつた。

あるいはまつたくみかたを変えて、氏神鎮守の祭祀組織を村落と称する方が当を得ているかも知れない。近世に入ると、一門的、画地的に祭祀される祭祀対象があり、それを守護神・仏とする社会組織を「むら」と称したと考へて不都合ではないように考へられる。それほど、むらと氏神鎮守とは相即していたと考へられる。⁽¹⁴⁾

ある時期に至るまで共同生活の実態があると、そこに守護神信仰が生ずる。⁽¹⁵⁾ 守護神信仰に基づく祭祀組織は二つの側面に概念的には分けて考へられる。現実の呼び方の問題を別とすれば、一は村落という地域性を媒介とした組織にそくした氏神鎮守の祭祀組織として、他は何らかの契機に伴う共同性にそくした祭祀組織(たとえば講のあるもの)として考へることができる。両者は相互に補足しあいながら、氏神鎮守において統合される祭祀の形態や内容をもつて存続してきた、と考へた。さらにそこにおいて、氏神鎮守および他の諸社祠、村外に信仰対象をもつ組織のそれぞれが村落全体の祭祀組織、すなわち氏神鎮守を頂点とするそれと、どのような関係をもつて並存するのか、それぞれはまつたく独自の存在であるのかなどの検討もすでに触れたように必要である。

それは、すなわち氏神鎮守および他の諸社祠と村外の信仰、崇敬対象である神社寺院などとの関係を具体的な事実によつて提示せねばならないことを意味する。たとえば、神社については祭神、祭日、祭祀に伴う諸儀礼。寺院については宗派、本末寺関係などを検討するのは必要最少限のこととされるが、村落研究の立場よりすれば、村落内部の祭祀組織の検討がまずなされねばならない。それはそれぞれの祭祀主体の構成の問題とその相互の関連の問題である。氏神鎮守の祭祀組織は村落組織そのものが祭祀の主体あるいは一単位であるばあい(17)が普通である。なおこれは、いわゆる「氏神」については明治期において、そのように神社行政上は規定されていた、個々の信仰、その他の事情によつて「氏神」を選択することはできなかつた。すなわち、明治十五年五月に「各町村鎮座氏神ノ儀ハ土地ニ就キ従来一定の区域有之儀ニ付各自ノ信否ニ任セ猥ニ去就スヘキモノニ無之候」と府県あてに達せられて(18)いる。

明治以降における神社行政ではむしろ「氏神」とは右に示されたように規定されたので、これが「氏神」規定として一般化された面もあつたのであろう。

「氏神」と称呼された社祠は必ずしも、右のような氏神だけを指すものとは限られていないのは現在では周知のことである(19)。

原田敏明によれば(20)、今日一般に氏神といつてゐるのは、この部落にある村の社を指すのである。そして神社が部落の社であるといつて一般に疑をはさまれないし、事実現在神社と部落の関係をみるとそれを立証する事例が甚だ多く、むしろ逆の事例はほとんどないといつてもよい。また氏神は同族神であるばあいもあるが同族神でないばあいには村の社について(21)いうが、村には必ずあつて、しかも一つに限つたものである、と説明する。

原田はここでは、部落の概念を明確に示していないが、むしろこれは逆に、同一の村の社を祭祀する組織が部落ときめられてゐると解することもできる。この部落を藩制村とするならば、藩制村にも二社以上がある事例もある。したがつて、そ

のばあいは藩制村は二つの部落から構成されているというわけである。いわゆる行政村については改めて指摘するまでもない、複教社あるのがむしろ普通である。ここでは部落のきめ方に問題がある。この問題についてはここで詳述することはやめ別の機会に論じたい。

氏神鎮守の祭祀組織が村全体の祭祀組織であるとするならば、その検討は単にそのみにとどまらないことはすでに触れた。すなわち氏神鎮守の祭祀組織を含めて、寺の壇家組織、それらと直接にか、あるいは間接に結びつく社祠、堂などと称せられるもの、また道祖神、念仏供養碑などの類の祭祀組織、村落外の寺、神社の信徒、崇敬者の組織などを含めて、とくに集団的な信仰崇敬対象（信仰崇敬の行事が集団として営まれるもの）がその内容にとうぜん含まれてはならない。村落に社会的統一が存する限りにおいて、それら相互の間には全体として何らかの統一があつたと考えられるからである。

明治以降、神社と寺とは少なくとも社寺行政上は明確に分けられた。現在一般の人々も両者を別々のものと考えていることが多い。しかし神社明細帳、寺院明細帳に記載されているものについては両者を混同することもないが（もちろん明細帳に記載された神社、寺院も一括して簡単に論ずることは難かしい）、それ以外のものはどちらとも断定できない祭神・仏、行事、建造物等を現在なおもつものがある。とくにそれらの祭祀組織には重複するものもあり、明確に区分できないものが多い。以上の意味においても神社と寺との関係の吟味も必要となる。

神社と寺は相互補完的なものとして経過してきた、⁽²²⁾それゆえ現在においても、地域社会においては一方を検討するときは他方をまた当然考慮せねばならないものと思われる。従つて行政面でも実態としても両者はほぼ明確に区分されているが、ここにおいて、神社、寺とは何かを改めて規定しておく必要もあるが、ここでは一般に村落においては両者が何等かのかたちをとつて並存していた事実があつたということを指摘しておくに止めておく。なお神社、寺と称呼することを躊躇せ

ねばならない社祠宇、すなわち明細帳にはもちろん登載されてはいなかつた、また各家ごとに祭祀するわけのものではなくても、それぞれ村人の祭祀信仰の対象として扱えられるものがあつたことはすでにふれたが、改めてくり返す必要もない周知の事柄であらう。

村落は孤立した社会ではない、村落としても、村落を構成する家や家の互助集団も村落外部の社会へ諸々の契機をもつて結びついている。村落の氏神鎮守の祭祀組織も例外ではない。むしろ氏神鎮守は村落が外部の勢力に結びつくばあいの表象にもなり得たことはのちに触れるように有賀の指摘にもある。

村落が統一性をもつものとして存在してきた経過からしても、われわれは祭祀組織が複雑であり、重層的であるとしても村落の統一性に合致して何らかの統一性を持つ、ということではできない。これは村落に新たな神を勧請し、社祠を設置する場合に氏神鎮守との一定の関係をあたえられる。あるいは承認を求める慣行があるという事実によつても認めることができる。⁽²³⁾

氏神鎮守、寺その他の諸祠宇などの祭祀がそれぞれ別々の異なつた系統の信仰に基づいてなされるものであつたとしても、勿論同一の組織で異なつた祭祀対象が同時に存在することはそれぞれは祭祀する側からすれば同一の意味を持つことはない、それらがその意味に於いては異なつたものを持つのは当然であるが、そこには何らかの同質性を媒介にしての統一性をもつことの意味はそれが村落の生活組織としての統一性に結合するからである。村落の祭祀組織に統一性が認められるのは事実として⁽²⁴⁾、それがどのような具体的な形態をもつて存在しているかの検討が村落祭祀組織の研究の主要目的の一つとなるのである。

村落の氏神鎮守と他の社祠との関係を具体的に示すものとしては、祭神、祭日、祭祀行事、建造物の様式およびその配置様式などを一応考えることができる。それらの祭祀は村落組織の内部に位置づけられるものであるから、村落の他の経済、政

治、社会生活などの組織と密接な関係をもっている。しかし、それらの変遷と社祠の祭神、祭日、行事、建造物などの変化が直ちに結びつくものではない。社祠はそれ自身として独自の变化を示すばあいもある。

また、祭祀対象については、それらの相互の関係を何らかの契機ごとに、あるいは要素ごとに見出してゆくことは必要である。祭祀対象を神と仏に分け、それを一応別個のものと仮りに考えても、それら相互の間に何等かの関連を見出せないことはない、たとえば、村落の年中行事に組み込まれた両者の行事には意味ある関連を見出すことができる。この場合それら両者の諸行事は祭祀対象においては現在一応別々のものとして分けて考えられているが、祭祀主体である人々にとつては両者ともどもにうけ入れることのできるものである。むしろそれらは両者とも祭祀主体の内面においては融合合一されたいと考えられる。

氏神鎮守の祭祀組織の変化は村落の生活組織に伴うものであるというよりも、村落の生活組織の変化の一側面であつたという把えの方が一層適切であろう。一般に村落の生活組織と氏神鎮守の祭祀組織は別々のものとしてあるわけではない。⁽²⁶⁾村落生活の展開により、それぞれの村落のもつ諸条件の異なることによつて、村落の氏神鎮守の祭祀組織はそれぞれ異なる形態を示しているという事実を認めて検討しなくてはならない。さらに、氏神鎮守の祭祀がどのような意味を村落の生活において持つかを理解する必要がある。すなわち、氏神鎮守の祭祀組織が村落での生活を営んでゆくばあいの家々の関係を基礎的に示すことを理解しなくてはならない。

村落内部において、個々の祭祀を構成する要素ごとに祭祀組織の変遷の意味を理解することは大切ではあるが、全体社会における政治構造のなかに位置づけることもまた必要である。わが国のそのときどきの政治理念に基く諸政策において、それらがどのように取扱われてきたかの吟味を怠ることはできない。⁽²⁶⁾

現在にいたる村落の氏神鎮守の性格変化の一つとして、明治初期に政府によつて、氏子であるという資格が、一般の人々

すべてにあたえられたということをおげることができ。しかし、氏子組織の変化はいつでもみられることであり、なにも明治以降に限つて、というわけではない。いつの時代においても社会構造の変化は氏子組織も以前の形態を踏襲しているわけにはゆかない状況を生み出した。氏子の意味の変化について、有賀は次のように説く、すなわち「氏子の意味がこの特権的宮座から一般的に解放されて、一般村民の上に及んだのは近世における村の生活組織の改変に伴う事実である。この改変の時期は地方によつて極めて区々であり、大正年間まで持ち越したものとさえあるとしても、これとともに神事に直接に携わる者の範囲が広められたのであるから」と説べ、さらに、「ついに特権的宮座は廃されて、氏神の領域にいる人々をすべて氏子とする組織が圧倒的になつた。」⁽²⁷⁾

氏子組織の改変は有賀の指摘に示されるようにも推移したが、明治以降において、氏神鎮守の領域に本居を構える家々すべてを特定神社の氏子にするという傾向を推進せしめた要因としては国家政策が介在していた。もちろん国家の方針であつたと云え、その方針が村落にとり入れられる過程があり、その間において、それぞれの村落による国家方針受入れ、定着過程において、変容はみられた。従つて村落により各種各様の氏神氏子のあり方を生ぜしめた。それを基本的に規定したのは、受け入れにあつた村落の生活組織であつた。

すなわち、祭祀組織の変化を生ぜしめたものとしては、彼らの生活組織の変化と村落祭祀への国家の直接間接の介入とをあげることができ。もちろん両者が一つの現象として、現実にもみられるばあいには、それを因果関係あるいは規定関係として論ずることは困難ではあるが、本質的には生活組織の変化が基因となり、その現実的形態を与えたものが国家権力の発現形態としての神社政策であつたといえよう。明治以降において、村落は行政末端機構としての位置づけが鮮明になる。その間、国家の中央集権の強化、行政町村の成立による部落連合の制度化、すなわち、役場、学校、神社の制度的整備という過程をへて下部行政機構としての村は整備されたのであつた。

しかし、村落内部において生活組織の変化からの要請はなくても、祭祀組織の形態は変化する。そのばあい祭祀の様式などを変化せしめた要因は村落外部よりの働きかけであると考へたい。その働きかけは、明治以降でみれば上級行政機関よりの働きかけと、文化の変容である。村落に外部よりの働きかけがあると、それに規定されて働きかけの意図の通りかどうかは別として村落の諸組織は変化せしめられる。また村落の人々の考え方にも影響を与え、それが祭祀組織を変化せしめるのである。

明治以降において、村々の氏神鎮守の氏子である資格は国家制度的にはすべての国民に許された、これは氏子守札の授受に明確にあらわれていた。⁽²⁾

村落の氏神鎮守に強い規制力をもつた政府の神社政策にみられる方針の検討なくしては、祭祀組織の変化の意味を真に理解することはできない。政策と現実の生活との交渉をへて祭祀組織の形態は形成されてきたという過程を直視することが必要であろう。なぜならば氏神鎮守は本来的に政治組織の表象的存在として位置づけられてきたからである。

(1) 『有賀喜左衛門著作集・II』「日本家族制度と小作制度」七〇一頁、未來社、昭和四一年一〇月。

(2) 『有賀喜左衛門著作集・VI』「先祖と氏神」三八〇頁、未來社、昭和四四年三月。

(3) 氏神、鎮守、産土神などの称呼は、その意味するところは全国的にみればあい必ずしも共通ではない。しかし現在では、それらの称呼が一定の地域の守護神であるという意味をもつて用いられてはいるようである。ところで氏神という称呼法は明治以降においては公用語となつたようであり、これらの代表的称呼法ともなつているので、これらの称呼を一括して氏神と称しても誤りとはいえない。また一般に通用する。しかしその持つ性格からいって氏神鎮守と称することの方が、ここではまぎれが少なくと思われるので氏神鎮守と称呼しておく。また氏神鎮守の意味も一定せず、つねに変化していることとらうぜんである。

西川順土によれば、宣教使の教書である「神教要旨」、「神魂大旨」、「神魂演義」などは平田学を祖述したものであるというが、この教書は神社を産土神としてとらえている。(西川順土「明治初年の神道布教と神社について」、『皇学館大学紀要・第八輯、三二八頁、昭和四五年三月十五日〕。すなわち、

頭世にては所々に政府ありて朝憲を分掌し、幽にては産土神ありて幽政を分掌し玉ふことなり。(神魂大旨)
いづこの里にもその所の産土神は篤く敬ひ、重く齋き奉るべき事なり。(神魂演義)

産土神又分司其地神徳一休や不可以不崇や。(神教要旨)

(4) 『有賀喜左衛門著作集・Ⅶ』「先祖と氏神」三七四頁。

(5) 可能ならしめた、ということには二つの意味がある。一つにはなぜそのような政策を樹てたか、他はそれが完全ではないが実現したということである。

(6) 前掲『有賀・Ⅶ』「先祖と氏神」三六二頁。

(7) 『林羅山文集』巻四十八、五二二頁、京都史蹟会、昭和五年七月一日。

(8) 宗廟という表現はいまいである。このばあいは国家最高の祖先、たとえば天子の祖先をまつるといふ意味で用いていると思われる。

(9) 柳田国男は八幡宮と源氏との関係について次のように述べている。「石清水の如きは宗廟などという語を用いて、伊勢と拮抗して皇室をささげ引込まうとして居たのである。」(『柳田国男集』第十一巻、二〇三頁、祭日考)。さらに別の箇所においても、「八幡を源氏の氏神といひ始めたのは、まだ確かめては見ないが、私は鎌倉時代よりも古いことではないと思つている。(略) 清和源氏でない他の多くの源氏の家までが、室町期に於いては石清水の八幡を、家の氏神と仰ぐようになって居た。」(『柳田国男集』第十一巻、三九二頁、氏神と氏子)。しかし、伊勢と八幡宮とが並列的存在であつたかどうかについては、「石清水の八幡宮も(略) 祭神は応神天皇を御祭り申すといふ言ひ伝へを強く主張して、宗廟即ち皇室の御先祖を祀る社として、伊勢と出来るだけ近い地位を保持せんが為(略)」(同書・三九二頁)と述べている。

(10) 先祖の観念については、有賀喜左衛門が極めて示唆的な論述を展開している。有賀著作集Ⅶ所収の「先祖と氏神」はかを参照していただきたい。

(11) 『栃木県神社誌』六六頁、栃木県神社庁、昭和三九年二月十一日。日光の東照宮は家康、頼朝、秀吉であり、静岡県久能山鎮座の東照宮の祭神は家康が主祭神であることは日光と同様であるが、相殿には秀吉のほか信長が同じく祭神とされている事実は簡単に見すごせない事実である。久能山鎮座東照宮については「静岡県神社要覧」七頁、静岡県神職会、昭和十二年五月、によつた。

(12) この点については、なお少しのべておきたい。原田敏明によれば、中世以前においては、「要するに、神社の行事は、その他の政治的な行事や経済的な行事など諸般の行事と共にあり、むしろそれらを措いて別に神社だけの行事があるものではない。」とのべる、このばあいは、神社の行事が村の行事とまつたく相即するが、神社行事が他の行事の表象的行事としての意味を持つと考えられるが、原田はつづけて、「ところが後の時代になつて来ると、いろいろの行事が必ずしも神社を中心とした神社の行事ではなく、そこから離れてくる。そういう変化の最も甚しかつたのは、大体において中世末から近世初期にかけてのことであろう。」とする。ここにいたつて神社行事は現実の他の生活側面と遊離した表象的意味を強めると考えられる。以後の神社行事に因して、原田は「そこで近世から今日までも神社を中心とした神社の行事として存続したものは、村の祭祀に因すること、民俗として伝えられている村の行事の類だけである。これらのものが村の行事であるだけに、村の神、いわゆる氏神の行事とされて来た。」(原田敏明「宮座とその名称」「社会と伝承」第十一巻第二号、二二頁、昭和四三年十月)。すなわち、第一に村の神、いわゆる氏神鎮守の行事として存続したものは村の祭祀に因するもの。第二に神社に関する行事として存続したものは民俗として伝えられている村の行事に因すること、とをあげている。神社を中心とした行事が村の行事であつたがゆえに氏神鎮守の行事として続けられてきた。このばあいは、神社の行事は他の行事を含めて村の行事の表象的意味を極めて強く示すものではないかと考えられる。

(13) 南真志野の祭祀組織については改めて別稿で紹介したい。

- (14) 拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。
- (15) 氏神鎮守は必ずしも「神社」とは限られない。生活を総合的に守護する神仏その他を人々が祭祀対象としているものならよいわけである。この点については前にもふれた。
- (16) 拙稿「講の存在形態と守護神信仰」(『東洋学術研究』第九卷第二・三号)
- (17) これは一村一氏神鎮守のばあいに限らず、数村落一氏神鎮守のばあいにおいても、氏神鎮守の祭祀は各村落が基礎的単位となるのが普通のことであると思われる。
- (18) 明治十五年五月一日内務省達乙第二十八号、府県宛、沖縄県を除く。
- (19) 柳田国男「氏神と氏子」参照。『定本柳田国男集・第十一卷』(筑摩書房) 四〇七頁。
- 岩崎敏夫「氏と氏神」、柳田国男先生古稀記念論文集・日本民俗学のために、第四輯、昭和二十二年十月、民間伝承の会、参照。
- (20) 原田敏明「郷の社と村の社」(『社会と伝承』第七卷第三・四号、昭和三十八年十二月)。
- (21) 春原源太郎「近世庶民法資料・第二輯」(昭和四十二年九月、法学博士春原先生還暦記念出版会) 所収の「郷例を破相掠候出入——御神徳米出入(寛政元 美濃国本巢郡見延村)」一件資料の内、「松平右京様御白洲御吟味書」に、御留役星野某と新平(願人)の左に示す問答がある。(同書五五頁)。
- 星野様被仰候。天神宮を惣社氏神と相心得居候哉。外々之宮(他に七社ある)も氏神ニ相心得居候哉。氏神何社モ可有之管無之候。氏神ハ一社ニ而可有管、又除地之儀天神宮ニ附居候様覺居候哉。外之宮へも附居候様覺居候哉。
- 新平申上候。惣社氏神と申而は天神宮ニ候。外之宮モ先氏神ト相心得除地之儀モ天神宮へ附居候様相心得居申候段申上候。
- 星野様被仰候。氏神ハ一社ニ而可有管ト被仰候。
- 氏神についての両者の考え方に相違があることがわかる。ここにいる「惣社氏神」にあたるものが原田のいう「村の社」と考えられる。
- (22) 神社と寺は通過儀礼・儀式などにみられるように、現在両者は補充関係にあるともいえるが、これは両者が明確に分離されている現在のばあいであり、神仏が習合された状況にあるときは概念的に両者を分けることは可能であるが、実態としては神社と寺は分離しがたいものであったとほぼ考えうるので、それはそれとして、相関、補充的という表現はできせつなものであるとは思われない。これは神仏分離以降にかぎって初めて用いられる表現である。
- (23) 桜井徳太郎「講集団成立過程の研究」五四四頁。昭和三十七年三月二十日、吉川弘文館。
- (24) 統一性がみられなくなるということは、村落の特質を意味する。村落が共同生活の場としての統一性を失うとき、村落は村落ではなくなる。
- (25) 『有賀喜左衛門著作集・V』「祭と祭祀組織」一八四頁。
- (26) 拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。
- (27) 前掲「有賀・V」三四—三五頁。
- (28) 前掲「有賀・VI」一八一頁。
- (29) 拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。